

厚木市立上依知小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定められているとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたりと、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、いじている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子どもたちの中で広がる、いわゆるキャラ等の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、インターネットの発達により、子どもたちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。

その背景には、子供たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子供を取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

3 いじめ防止対策等に関する基本理念

- いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

この基本理念に基づき、それぞれの観点における取組を次に具体的に記します。

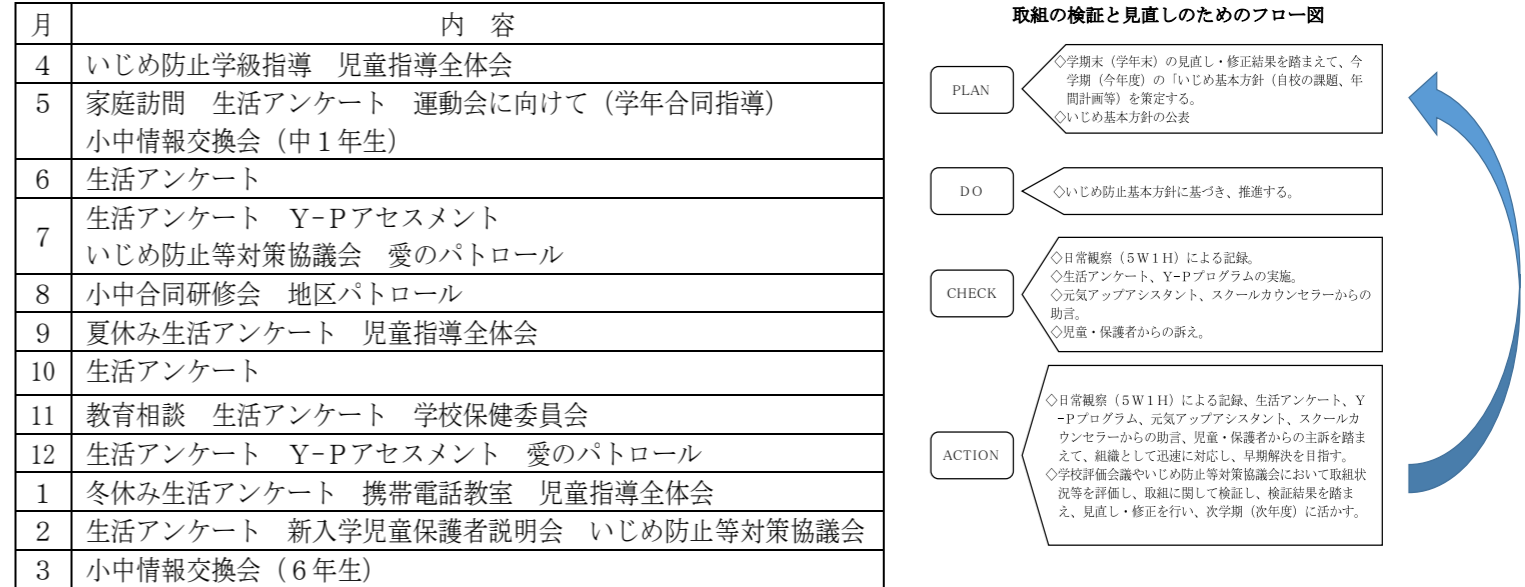
4（厚木市立上依知小学校）いじめ防止等対策協議会

No.	関係団体等	役職等
1	地域	依知北地区青少年健全育成会会長
2		依知北地区自治会連絡協議会会長
3		依知北公民館長
4		青少年相談員
5		青少年指導員
6	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
7		主任児童委員
8		民生委員
9	警察・法務局	少年補導員
10		警察関係者
11	家庭・PTA	P T A会長・校外指導委員会委員長
12	学校	校長・教頭・教務・児童指導担当・学年リーダー 教育相談コーディネーター
13		学校運営協議会
14		(中学校生徒指導担当)

5 具体的な取組

- (1)「未然防止」に係る取組 【Y-Pアセスメントを実施し、学級経営に活かす】
- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。(Y-Pプログラムの活用)
 - 教職員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
 - 道徳教育・人権教育を通して、自他を尊重する心を育てることに努めます。
 - いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
 - 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取り組みを、学習面・生活面双方で充実させます。
 - いじめ防止等対策協議会（校区情報交換会）を年2回開催し、いじめに向けての取り組みを話し合います。（構成メンバーは4の表のメンバーで構成する）
 - 「インターネットを利用したいじめ」の未然防止、早期発見にむけた取り組みを実施します。
 - 夏季休業中にP T A、地区青少年健全育成会と連携し、パトロールを実施します。
- (2)「早期発見」に係る取組 【生活アンケートや教育相談からの声を聞き漏らさず、必ず全体で共有する】
- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
 - 朝の会、帰りの会等を通して、日々の児童の様子を把握し、コミュニケーションを深めます。
 - 生活アンケートや教育相談により、児童の声を聴く機会を設けます。(生活アンケートは卒業後3年間保存)
 - 保護者の方が、気軽に相談できるよう信頼関係・人間関係づくりに努めます。
 - 家庭訪問、教育相談を有効に活用し、家庭との連携を密に行えるように努めます。
 - 児童指導全体会や職員打合せ、職員会議後に学級の様子を報告し、職員間の情報交換を密にします。

〈未然防止と早期発見に関する取組の年間計画と検証・見直しのためのフロー図〉



(3)「適切な対応」に係る取組 【迅速かつ組織的に根本的な解決に向け取り組む】

- 「未然防止に係る取組」の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為（加害行為）がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続した支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為（暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など）と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導します。また、緊急の場合には即通報します。

6 重大事案への対応 ※記録は卒業後5年間保存

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談します。
- 「調査組織」については教育委員会と相談の上、外部機関を含め、構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、対応方針の検討、適宜被害保護者に情報提供をします。